

正、社員等ノ利益ノ減損又ハ重大ナル害ヲ及ボルヲ以テ
 一、社員等ノ利益ノ減損又ハ重大ナル害ヲ及ボルヲ以テ
 二、社員等ノ利益ノ減損又ハ重大ナル害ヲ及ボルヲ以テ
 三、社員等ノ利益ノ減損又ハ重大ナル害ヲ及ボルヲ以テ
 四、社員等ノ利益ノ減損又ハ重大ナル害ヲ及ボルヲ以テ
 五、社員等ノ利益ノ減損又ハ重大ナル害ヲ及ボルヲ以テ
 六、社員等ノ利益ノ減損又ハ重大ナル害ヲ及ボルヲ以テ
 七、社員等ノ利益ノ減損又ハ重大ナル害ヲ及ボルヲ以テ
 八、社員等ノ利益ノ減損又ハ重大ナル害ヲ及ボルヲ以テ
 九、社員等ノ利益ノ減損又ハ重大ナル害ヲ及ボルヲ以テ
 十、社員等ノ利益ノ減損又ハ重大ナル害ヲ及ボルヲ以テ

法人 附屬會 福岡出張所
 法人 附屬會 福岡出張所
 法人 附屬會 福岡出張所

上の休暇を與ふること
 六、本要望書に關連したる店員を餓首又は減給せざること
 七、本要望書に依りたる費用は一切店に於て負擔すべく
 右の事項は本日より直ちに實行すること其他の事項は現狀
 のまゝ維持すること
 配達人 二十名 連署
 理事長宛
 解決條件
 一、辯償に關する件
 二、擴張規定中二十一日より十四日迄の止メ紙に對する
 辨償金三十五錢は撤廢す(承認)
 三、退店解雇に關する件
 四、解雇の場合は店に損害を及ぼさざる限り給料積立金